

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 3月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	その他	共用プール建屋輸送容器保管エリアにおいて、使用済燃料輸送容器性能確認作業で使用する作業台車の作動確認時、協力企業作業員1名が作業台車と壁の間に左手中指を挟まれ負傷したため、業務車にて病院へ搬送及び対応検討	A	3月14日公表済 (65KB)

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	高圧注水系グランドシールコンデンサ及びクーラ冷却水入口圧力計のリーク試験時、検出元弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	湿分分離器（B）胴側溶接部の浸透探傷検査時、指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	D	
3	1号機	計装用空気系空気乾燥器（A）再生空気排気弁他の点検時、制御用電磁弁の排気ポートよりエアリークが認められたため、当該電磁弁を修理	D	
4	1号機	非常用ディーゼル発電機（1A）清水冷却器海水ドレン弁（1台）において、弁の折損が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	1号機	廃棄物処理系廃液収集ポンプにおいて、グランドパッキンの締め代不足が認められたため、当該パッキンを交換	対象外	
6	2号機	自動減圧系窒素ガス圧力調整弁2次側圧力計の計装配管において、配管サポート固定用ビス（2箇所）に外れが認められたため、当該ビスを取付	D	
7	3号機	中央操作室のパネル（9-3）入口扉において、開閉操作不良が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
8	3号機	タービン駆動原子炉給水ポンプシール水ブースターポンプ（A）において、反カップリング側メカニカルシールよりリーク（2滴/1秒）が認められたため、対応検討	D	
9	4号機	原子炉給水サンプリング系フィルタ出口流量計の点検時、検出器等に不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
10	4号機	制御棒駆動機構ベント操作時、CRT画面の制御棒位置表示に不良が認められたため、当該CRT装置を点検・修理	D	
11	5号機	非常用ディーゼル発電機補機冷却海水ポンプ（D）吐出ストレナ差圧計において、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該差圧計を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	5号機	5、6号共通監視用モニタにおいて、カメラ切替スイッチに不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
13	5号機	ドライウェル除湿冷却系膨張タンク水位調整弁において、リミットスイッチ不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
14	6号機	第19回定期事業者検査（残留熱除去系設備検査その2の2）の記録（配管支持構造物）確認時、工事報告の記録とに不整合が認められたため、対応検討	C	
15	集中環境施設	廃液乾燥固化系造粒機（B）負荷制御装置の点検時、メモリバックアップ用電池電圧に低下が認められたため、対応検討	D	
16	集中環境施設	廃液乾燥固化系造粒機（B）負荷制御装置の点検時、出力誤差に精度外れが認められたため、対応検討	D	
17	集中環境施設	焼却工作建屋排風機（A）において、出口ダンパリンク機構の一部に変形が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
18	その他	共用プールスキマサージタンク水位計の点検において、安全処置不足によるスキマサージタンクレベルの上昇が認められたため、対応検討	C	
19	その他	海生物処理設備急速ろ過器差圧計スイッチの点検時、動作値に精度外れが認められたため、当該スイッチを修理	D	
20	その他	水処理設備排水処理装置の高速ろ過器点検において、ドレン配管の詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで